

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 29 日

広島県東部建設事務所長 高 森 真 司

1 調達内容

(1) 業務名

福山沼隈線道路改良事業に伴う低濃度 P C B（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物収集・運搬及び処分業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

広島県福山市草戸町地内（別紙位置図参照）

(5) 入札方法

総価で入札に付する。

(6) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる（1）～（5）と（8）の条件を満たす者、（1）～（7）の条件を満たす者、及び（1）～（5）と（7）の条件を満たす者が（1）～（5）と（6）の条件を満たす収集運搬業者と業務提携が可能な者であることを条件とし、入札参加資格の確認において、その資格があると認められた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。

(4) 本件調達に係る業務を第三者に委任又は請け負わせることなく、全て履行できる者であること。

(5) 労働保険の未適用及び直近 1 年間の保険料の未納がない者であること。

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条の 4 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第 27 条第 1 項に規定する市長））から受けている者であること。

(7) 廃棄物処理法第 14 条の 4 第 6 項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施工令第 27 条第 1 項に規定する市長））から受けている者又は廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づく無害化処理認定（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を受けている者であること。

(8) 廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 の第 1 項に基づく無害化処理認定（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）に「収集又は運搬の有無 ㊦・無」と記載された無害化処理認定を受

けている者であること。

3 企業グループを構成する場合の取扱い

- (1) 企業グループの構成員数は、収集運搬を行う構成員 1 者、処分を行う構成員 1 者の 2 者とする。
- (2) 企業グループは、構成員がそれぞれ分担した業務を実施する分担施工方式を基本とする。
- (3) 企業グループと単体企業が入札に参加すること（混合入札）を認める。ただし、企業グループの構成員は、単体企業又は他の企業グループの構成員としても参加することはできないものとする。
- (4) 企業グループを結成しようとする者は、所定の期日までにグループ構成書を提出するものとする。
- (5) グループ構成書提出後の構成員の変更は認めないものとする。
- (6) 企業グループの代表者は処分業者とする。
- (7) 企業グループの代表者は、入札参加資格確認申請書および入札書を提出しなければならない。
- (8) 企業グループとの契約の締結については、収集・運搬業者と収集・運搬業務、処分業者と処分業務に係る契約を締結するものとする。

4 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒720-8511 広島県福山市三吉町一丁目 1 番 1 号
広島県東部建設事務所福山幹線道路建設事業課（第一庁舎 1 階）
電話（084）921-1313（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 7 年 7 月 29 日（火）から令和 7 年 8 月 12 日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

- (2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 7 年 8 月 12 日（火） 午後 5 時 00 分

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 8 月 20 日（水）までに通知する。

- (3) 入札書の提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 9 月 10 日（水） 午後 1 時 30 分

ただし、郵送等による場合は、令和 7 年 9 月 9 日（火）午後 5 時までに必着することとする。

イ 場所

広島県福山市三吉町一丁目 1 番 1 号

広島県東部総務事務所（第三庁舎 3 階）入札室

ただし、郵送等による場合は、上記（1）アの場所に提出することとする。

ウ その他

持参による場合は、入札開始前及び開札開始後に提出することはできないこととする。

5 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、施行令第 167 条の 9 の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

免除

- (3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第 4 号の 2 の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第 4 号の 3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による確認調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

- (7) その他

入札説明書による。

7 問合せ先

〒720-8511 広島県福山市三吉町一丁目 1 番 1 号

広島県東部建設事務所福山幹線道路建設事業課（第一庁舎 1 階）

電話（084）921-1313（ダイヤルイン） ファクシミリ（084）931 - 9236

メールアドレス djekandouro@pref.hiroshima.lg.jp